

平成30年12月14日

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ 御中

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会

電話：03-5333-5884

FAX：03-5333-5577



回 答 書

貴会よりいただいた「ご連絡」につきまして、以下の通り回答申し上げます。

1. 貴会からの改定の申入れのございましたJUモデル注文書特約事項第2条および第3条を含め、当会において検討の結果、特約事項の変更を以下の通り行いました。

2. 変更内容

新 (監修番号 00-009D)	現行 (監修番号 00-008D)
第2条 注文に応じられない場合 販売者が注文書の注文に応じられないと判断した場合、 <u>販売者は注文を拒絶することができ、契約は不成立となります。</u> この場合、注文時に渡された注文書および申込金はそのまま返還されるものとします。	第2条 注文に応じられない場合 販売者が注文書の注文に応じられないと判断した場合、 <u>注文を拒絶されても注文者は異議を述べないものとします。</u> この場合、注文時に渡された注文書および申込金はそのまま返還されるものとします。
第3条 申込の撤回 注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に損害を賠償するものとします。 <u>(注文者の故意・過失に基づかない場合を除く)。</u>	第3条 申込の撤回 注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に損害を賠償するものとします。
第5条 契約の解除 1 注文者に次の各号の一に該当する事由があるときは、販売者は催告をしなくても本契約を解除できるものとします。 <u>ただし、注文者が個人の場合(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。)には、本条ア号記載の事由に基づく解除は、相当の</u>	第5条 契約の解除 1 注文者に次の各号の一に該当する事由があるときは、販売者は催告をしなくても本契約を解除できるものとします。

<p><u>期間を定めた催告のうえ行うものとします。</u></p> <p>ア. 期日までに自動車代金等の支払いがなかったとき。</p> <p>イ. 支払い停止、保全処分(信用に関するものは除く。)、差押、または、破産、民事再生法に基づく再生手続き開始、特別清算開始などの申立があったとき。</p> <p>～省略～</p>	<p>ア. 期日までに自動車代金等の支払いがなかったとき。</p> <p>イ. 支払い停止、保全処分、差押、または、破産、民事再生法に基づく再生手続き開始、<u>会社整理開始、特別精算開始</u>などの申立があったとき。</p> <p>～省略～</p>
<p>第13条 自動車の下取と担保責任、再査定</p> <p>注文者は、表記の下取自動車(以下下取車という)を、車両の売買代金の一部の支払に代えて、販売者に譲渡します。<u>(以下、下取契約という。なお、注文者が購入する車両に関する売買契約と下取契約は別個の契約となります。)</u>。注文者は、下取車について抵当権、賃借権、差押、租税滞納処分などの負担が一切ないことを保証し、万一、負担が生じた場合には自己の責任で処理するものとします。</p> <p>また、販売者に引渡すまでの間に下取車の状態に変化が生じた場合は、<u>販売者と注文者で下取価格を再度協議するものとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らない場合は、販売者は注文者に催告して下取契約の解除もしくは損害賠償(通常生じる範囲の損害の賠償に限る)の請求ができるものとします。下取契約が解除された場合、注文者は車両の売買代金全額(下取車の価格が控除される前の車両代金をいいます。)</u>を支払うものとします。<u>下取契約を解除せずに販売者が損害賠償を請求する場合は、販売者はオートクッション会場での売却価格などに基づき下取車両の資産価値を確定させただうえで、販売者の損害額を算定して損害の賠償を請求するものとします。</u></p>	<p>第13条 自動車の下取と担保責任、再査定</p> <p>注文者は、表記の下取自動車(以下下取車という)を、車両の売買代金の一部の支払に代えて、販売者に譲渡します。注文者は、下取車について抵当権、賃借権、差押、租税滞納処分などの負担が一切ないことを保証し、万一、負担が生じた場合には自己の責任で処理するものとします。</p> <p>また、販売者に引渡すまでの間に下取車の状態に変化が生じた場合は、<u>販売者の再査定によって下取価格を再決定されても注文者は異議を述べないものとします。</u></p>

3. ご参考として、最新のJ Uモデル注文書(監修番号 00-009D)を送付いたします。

以上